

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和5年度第4回武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	令和5年10月16日（月） 18時30分～20時30分
開 催 場 所	武蔵村山市民総合センター 中会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：矢野委員、後藤委員、井上委員、奥下委員、中島委員、佐藤委員、内野委員、藤盛委員、宮本委員、高齢・障害担当部長、介護認定給付係長、地域包括ケア係長、高齢者支援係長、管理係長、管理係主任 欠席者：柳沢委員、横山委員 傍聴者：なし
議 題	報告事項1 令和5年度第3回武蔵村山市介護保険運営協議会の会議録について 協議事項1 武蔵村山市第六次高齢者福祉計画・第九期介護保険事業計画の第1章から第5章（案）について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・各施策・事業について確認を行い、概ね合意を得た。 ・委員からの意見を検討し、事務局で内容の精査を図る。 ・次回開催は令和5年11月17日（金）とする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>開会</p> <p>【報告事項1 令和5年度第3回武蔵村山市介護保険運営協議会の会議録について】 会 長： 報告事項1「令和5年度第3回武蔵村山市介護保険運営協議会の会議録について」事務局から説明をお願いする。 事務局：（報告事項1について説明）</p> <p>【協議事項1 武蔵村山市第六次高齢者福祉計画・第九期介護保険事業計画の第1章から第5章（案）について】 会 長： 協議事項1「武蔵村山市第六次高齢者福祉計画・第九期介護保険事業計画の第1章から第5章（案）について」事務局から説明をお願いする。 事務局：（協議事項1について説明）</p> <p>会 長： 「第5章第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進」について、意見をお願いする。 委 員： 太字が修正された箇所ということだが、在宅医療の事業では、「健康推進課」が追加されたとの説明であったが、「高齢福祉課」、「健康推進課」のどちらが追加されたのか。 事務局：「健康推進課」が追加されている。</p>

	<p>会 長： 「第5章第2節 高齢者の生きがいがづくりの促進」について、意見をお願いする。</p> <p>委 員： 担当課が複数ある場合、主管課が分かるようにしてほしい。</p> <p>事務局： 現在は組織順の掲載であるが、記載方法について検討し、統一させていく。</p> <p>会 長： 「第5章第3節 高齢者の生活・見守り支援の充実」について、意見をお願いする。</p> <p>事務局： 訪問看護ステーションにおいて、現状6か所ではあるが、人員体制が整わないとの理由から、1か所、11月末で休所する見込みである。11月以降に5か所となるが、今年度新たな施設が2か所増えたため、7か所となっている。</p> <p>委 員： 居宅介護支援事業所について、先ほどの説明で事業所が1か所減るとのことだが、居宅介護支援事業所も減るのか。</p> <p>事務局： 令和4年度末で8か所であったのが、7か所となる見込みである。</p> <p>委 員： 文中の※印はどういう意味か。</p> <p>事務局： 用語解説が必要な文言であり、巻末の資料編に入れる予定である。</p> <p>委 員： ケアマネが不足している。現状29人で、目標「29人以上」というのは目標値なのか。現状維持なのか。ニーズに対して必要となる人数なのか。</p> <p>事務局： ケアマネが担当できる認定者数が40人としても、認定者総数の1/3程度であり、充足していないことは市としても認識しており、重要課題と考えている。</p> <p>目標の「29人以上」は、具体的な数字を記載することは難しいが、効果的な施策を展開していきたい。また、東京都が国に対してケアマネの処遇改善を要望しているところであり、今後の国・都の動向を注視していく。</p> <p>委 員： 事務負担の軽減を考えるなど、現状を改善しないとケアマネ不足は解消しない。ケアマネについては、他市との取り合いになっている。</p> <p>委 員： ケアマネは東京都全体でも減少している。一方、サービスの利用状況が増加傾向であるため、東京都全体においても不足している状況にある。</p> <p>委 員： 介護医療院の検討状況を教えてほしい。</p> <p>事務局： 介護医療院については、医療との連携が必要であり、医師会にも相談が必要だと考える。介護医療院のサービス利用が受けられない等の意見は、現状市には届いていない。武蔵村山市への整備については、次期計画の中で利用者の推移をみて検討することとしたい。</p> <p>事務局： 市に力を入れてほしいところがあれば、教えてほしい。</p> <p>委 員： 居宅介護支援事業所では、本来の業務以外の事務作業が現場の負担となっている。事務作業の軽減はできないのか。</p> <p>委 員： 事務作業の効率化は重要である。システムを使って、軽減できないのか。</p> <p>委 員： システム化をしてしまうと、同じようなプランになる。認定者には個人差があるので、個人の環境に合わせたものにする必要がある。</p> <p>事務局： 市としてもDXに取り組んでいる。現場の中でもDXに取り組んでいただくことが、支援につながる。</p>
--	--

委員： IT化を厚生労働省でも進めている。令和5年4月からケアプランデータ連携システムにより事業所間のケアプランデータのやり取りができるようなシステムの運用を開始しているが、導入している事業所がほとんどない。相手がやっていないければ、連携は取れない。導入できない理由は様々であるが、取り組んでいない事業者の状況を整理していくことで効率化が図れると考える。

会長： 「第5章第3節 高齢者の生活・見守り支援の充実」の後半について、意見を願います。

委員： 49ページにある「シルバーハウジング」について教えてほしい。

事務局： 東京都の事業になるが、都営住宅内に、生活援助員が在中し、入居者の生活支援のサポートをするものである。

委員： 高齢者の生活で困ったことがあれば、日中は、生活援助員に連絡がいくようになっている。夜間は、警備会社に連絡がいくようになっている、24時間サポートされている。

会長： シルバーハウジングも用語解説に掲載してほしい。

事務局： 掲載する。

委員： 生活援助員は、どんな方が担っているのか。

委員： 福祉系の仕事に従事した経験や、傾聴力など入居者と接する上で必要な資質を有することや、常勤ができることなど、条件が厳しくなっている。

委員： 懸念しているのが、9期計画期間中にマイナンバー保険証に切り替わる。マイナンバーカードの暗証番号はケアマネが管理できるのか。

事務局： ケアマネがパスワードを管理することは難しいと考える。

会長： 現場では、今後、想定される課題である。

会長： 「第5章第4節 認知症施策の推進」について、意見を願います。

委員： 徘徊高齢者の家族支援サービスがあるが、常に同じ格好をしているわけではないので、GPSをどこにつけるかが難しい。

事務局： 操作方法については、コールセンターが24時間対応する。オプションで、靴にGPSを入れる仕様もある。今後の利用実績により、見直しを図る予定である。

委員： 普段から身に付けているものに付けるのが良い。

委員： 行先不明で、警察と協力したケースが先月2、3件あった。居場所が分かると安心なので、GPSの付け方の工夫をし、施策を充実してほしい。

会長： 住民ニーズは何なのかを検証した上で推進や周知をしていくことが大切である。また、55頁にも徘徊高齢者の支援を再掲してほしい。

会長： 「第5章第5節 介護予防の推進」について、意見を願います。

会長： 59頁の「ゲートキーパーの養成及び命の大切さについての講演会」の主管課として「高齢福祉課」を追加すべきである。

事務局： 「健康推進課」が主管課となっているが、高齢福祉課も連携を行っていく予定である。

委員： ヤングケアラーや老老介護などで自死を望んでいる方に、どう接していいかわからない。自死を望む方に相談先などを明記していただくとありがたい。

事務局： 市として考えなければいけない問題と認識しており、相談体制

